

## 地域公共交通計画認定申請について

### 1 地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省による、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性向上等の取組を補助する制度であり、主な補助として「地域間幹線系統補助」、「地域内フィーダー系統補助」などがある。

#### 2-1 地域間幹線系統補助

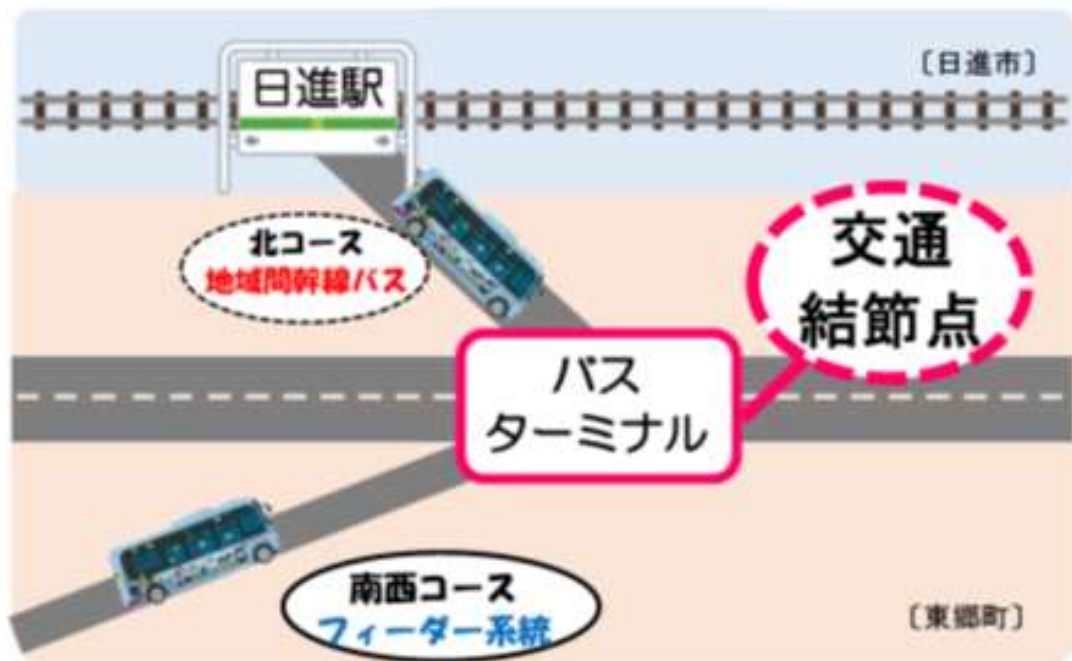
地域間交通ネットワーク（※1）を形成する地域間幹線系統の運行を補助。

- ※1 地域間幹線バス系統、鉄道路線をいう。なお、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村にまたがる路線で、平日1日当たりの計画運行回数や輸送量などの要件を満たすものをいう（東郷町では、じゅんかい君北コース及び名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）が該当）。

#### 2-2 地域内フィーダー系統補助

幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内フィーダー系統（※2）の運行を補助。

- ※2 バスの停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワークとの乗り継ぎに対して円滑に接続している系統等に該当するものをいう。（東郷町ではじゅんかい君南西コースが該当）。



### 3 地域公共交通計画と補助制度の連動化

令和2年の法改正と合わせる形で地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化がなされ、補助に関する事項を地域公共交通計画「本体」及び「別紙」に記載し、法定協議会における協議手続きが必要となった。

- ・じゅんかい君（北コース及び南西コース）に関しては、東郷町地域公共交通計画に位置付けられた路線のため東郷町地域公共交通会議にて協議
- ・名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）に関しては、愛知県地域公共交通計画に位置付けられた路線のため、愛知県公共交通協議会バス対策部会にて協議

**地域公共交通計画と連動した補助制度**

**① 地域公共交通計画に位置付ける事項**

- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置づけ・役割
- ・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ・補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ・地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法※

（※令和2年活性化再生法改正により義務付け）

**② 地域公共交通計画の別紙として提出する事項（毎年度提出）**

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統のみ）
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

①②について

- ・毎年度、国が地域公共交通計画（補助関係部分+別紙）を認定。
- ・事業実施後、事業評価（自己評価・国による評価）を実施。

出典：国土交通省資料

#### 4 地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和9年事業年度（令和8年10月～令和9年9月）の計画策定・認定申請から補助金交付までの主なスケジュールは以下のとおり。

なお、現計画が令和9年3月で満了となるため、次期計画を令和9年2月に策定し、併せて計画の変更申請を行う予定である。

令和 8年 6月	計画「別紙」策定 ※公共交通会議で審議 計画「別紙」認定申請
令和 8年 9月	計画認定
令和 8年10月 ～ 令和9年9月	事業年度…事業の実施
令和 9年 2月	次期計画策定、計画変更申請
令和 9年11月	補助金交付申請
令和10年 1月	一次評価（自己評価）
令和10年 2月	二次評価、第三者評価委員会
令和10年 3月	補助金交付決定、額の確定 補助金交付